

平成23年第7回臨時会

総務民生常任委員会  
会 議 録

期日：平成23年11月24日（木）

場所：大曲庁舎 第1委員会室



# 大仙市議会総務民生常任委員会会議録

---

日 時

平成23年11月24日（木曜日） 午前10時34分～午後0時03分

---

会 場

大仙市役所 3階 第1委員会室

---

出席委員（7人）

2番 佐藤文子	10番 富岡喜芳	15番 渡邊秀俊
16番 高橋敏英	22番 本間輝男	25番 橋村誠
30番 鎌田正		

---

欠席委員（0人）

---

説明のため出席した者

総務部長：老松 博行	市民部長：元吉 峯夫	議会事務局長：佐々木誠治
総務部次長：進藤 雅彦	財政課長：佐藤 芳彦	国保年金課長：小野地淳司
国保診療所事務長：高貝 忠造		

---

議会事務局職員出席者

参事 竹内 徳 幸

---

審議案件

- 第1 議案第207号 大仙市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
  - 第2 議案第209号 平成23年度大仙市一般会計補正予算（第10号）
  - 第3 議案第210号 平成23年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
  - 第4 議案第211号 平成23年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
-

午前10時34分 開会

○委員長（渡邊秀俊） おはようございます。全員揃いましたので、ただいまから、総務民生常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の本会議において、当委員会に付託されました事件について、別紙日程表のとおり審査いたしますが、ご承知のとおり、10月1日から議会基本条例が施行され、自由に委員会の傍聴が出来ることに加え、委員会での発言は、議事録としてホームページに掲載されることとなります。つきましては、発言内容、及び提出資料等、誤りのないよう、よろしく願いいたします。なお、正確な会議録作成のため、発言は、マイクのスイッチを入れてからお願いいたします。

始めに、当局を代表いたしまして、老松総務部長からごあいさつをお願いいたします。

○総務部長（老松博行） 総務民生常任委員会の皆様には、本会議に引き続きまして委員会審査につきましてもよろしくお願い申し上げます。当委員会に審査付託となりました案件は、条例案1件、補正予算案3件の合計4件であります。内容といたしましては、人事院勧告及び人事異動等に伴う人件費の補正であります。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。終わります。

---

○委員長（渡邊秀俊） ありがとうございます。それでは、これより審査いたします。

なお、説明は座ったままで結構です。はじめに、議案第207号、「大仙市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。進藤総務部次長。

○総務部次長（進藤雅彦） 議案第207号、大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。議案書の1ページから14ページになります。本案は、人事院勧告及び秋田県人事委員会勧告に伴い、一般職の職員の給与改定を行うものでございます。改正内容でございますが、まず、行政職給料表並びに医療職給料表（二）及び（三）について、50歳台を中心に40歳台以上を念頭に置き、平均0.2%の引下げを行うもので、引き下げ額では行政職給料表で300円から2,300円、医療職給料表で300円から1,800円の引き下げとなっております。対象職員は一般行政職職員、1,023人中479人、46.8%の職員が減額対象となります。また、これに伴い、平成18年度から行っている現給保障措置についても減額調整率などを改定するものでございますが、議案書の13ページをお開き願いま

す。第2条につきましては18年度に設定された現給補償額の減額率を改定するもので、附則第7項第1号が、21年度給与改定での減額対象となった職員の減額率、第2号が減額対象とならなかった職員の減額率となっております。このほか、附則において、本年4月から11月までにおける民間との給与格差分について、給料の減額改定対象となる職員の、本年12月期の期末手当で、減額調整する特例措置を設け、平成23年12月1日から施行することとしております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくお願いたします。

○委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いたします。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 2点だけお願いたします。人勸と、人事委員会勧告の減額、どのように加味してやったものなのか、具体的な、国は0.23というふうに聞いておったんですが、それを2とした、その経緯について教えてください。それからもう1点は、労働組合との調整はこの問題についてどのように図られたものなのか教えていただきたいと思います。

○委員長（渡邊秀俊） はい、総務部次長。

○総務部次長（進藤雅彦） はじめに国との減額率の違いでございますけれども、行政職給料表の場合、300円から2,300円までの減額となっております。それぞれの職員が張り付けられているところの減額率を換算いたしますと国と大仙市とでは違いますので、そこら辺で0.23と0.2という差が出てきたものでございます。それからもう1点、労働組合とですけど、二つの労働組合につきまして、11月11日に事務協議行っておりまして、15日に副市長を交えまして団体交渉を行っております。概ね両組合からは了解ということで回答を頂いております。以上でございます。

○委員長（渡邊秀俊） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 組合の方から概ね了解ということですが、いずれこの5年間に給料で8,000円近く下がって来ているというふうなことで、今回の引き下げに対して了解はしたものの、意見とかそういったことは出なかったものですか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、進藤次長。

○総務部次長（進藤雅彦） 昇格の基準とか、給料の底上げということについて、今後引き続き協議していきたいというようなことを申し入れたところです。

○委員長（渡邊秀俊） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 給料の底上げについて、協議していききたいというふうなことのよう  
ですけれども、こうして毎年のように引き下げが行われているわけですが、この  
底上げの点については今後当局としてはどのようにお考えですか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、進藤次長。

○総務部次長（進藤雅彦） 現在は各地域の給料の格差ということで、昇格をもって格差  
是正をしております、いままで、渡りとか、国の15%の枠での特別昇給というのが  
無くなりましたので、そこら辺につきましては取り敢えず昇格で対応していききたいとい  
う考えでございます。

○委員（佐藤文子） まずわかりました。

○委員長（渡邊秀俊） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） それでは、私は議案第207号、大仙市一般職の職員の給与に関す  
る条例等の一部改正案について、反対の立場から討論いたします。人事院勧告というふ  
うなのは、公務員だけでなく、人件費を連動させてきた社会福祉施設だとか私立学校な  
ど、直接影響を受ける労働者もたくさんいるわけでありまして。この人勧というのは、本  
来公務員の労働基本権の剥奪と、その代償措置としてのもので、引き下げというのは本  
来不当であると私は考えております。この間の給料引き下げは、5年間に大体7,79  
1円、給料部分でそれだけ引き下がっているわけですが、こうした給与の引き下  
げが民間労働者の賃金引き下げに連動し、更に民間の水準に合わせて公務員の引き下  
げが進むといった悪循環を引き起こしています。その結果、家計の収入の悪化、消費力の  
低下、景気の悪化、税収の減少など、地域経済全体の疲弊化が進んでいるものと思いま  
す。震災復興や大規模災害対策のために公務員の役割発揮が大変重要になってきており  
ますが、その意味からも給与削減は逆行しているものと考えます。こうした立場から、  
議案第207号に反対するものです。以上です。

○委員長（渡邊秀俊） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ討論を終結します。

これより、挙手により採決いたします。本件は、原案のとおり可決することに賛成の

方は挙手願います。（6人中5人挙手）

賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

- 委員長（渡邊秀俊） 次に、議案第209号、「平成23年度大仙市一般会計補正予算（第10号）」の内、総務民生常任委員会所管分について議題といたします。所管する補正予算について説明をお願いします。始めに、佐々木 議会事務局長。
- 議会事務局長（佐々木誠治） 議案第209号、平成23年度大仙市一般会計補正予算（第10号）のうち議会費の歳出に係わる項目について、ご説明申し上げます。補正予算書の9ページ及び議会事務局作成の事業説明書をご覧ください。1款1項1目、議会費でございます。7事業の議員報酬、期末手当及び共済費は、10,868千円の減額補正であります。内容は、当初予算においては、条例規定の報酬額を計上しておりましたが、ご案内のように、議会自ら3月定例会において条例の附則改正を行い、4月から報酬額の7%を減額しているところであります。議長が月額36,000円の減で、年額で432,000円、副議長が月額33,000円の減で、年額で396,000円、議員が月額31,000円の減で、年額で372,000円の27名分で、10,044,000円、また、今般の正副議長の改選により、10月5日が退任、就任日となったことから、その重複分として3,582円、合計して10,868,418円の減額となります。以上で説明を終わります。
- 委員長（渡邊秀俊） 次に、進藤総務部次長。
- 総務部次長（進藤雅彦） 総務課所管分についてご説明申し上げます。議案第209号、平成23年度大仙市一般会計補正予算（第10号）のうち、総務課所管分についてご説明いたします。補正予算事業説明書の2ページと補正予算書の20ページの総括表をお開き願います。主な説明は総括表で行いと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。このたびの補正は、一般職職員の給料表等の改定及び人事異動等により、一般会計における人件費の補正を行うもので、1,916万6千円増額し、補正後の額を68億5,156万4千円とするものでございます。内訳でございますが、はじめに給与費の中の給料でございますが、給料表の改定により237万4千円の減額となりますが、人事異動による職員の入れ替えや、昇格によりまして1,085万3千円の増となり、差し引き847万9千円の補正となっております。次に職員手当ですが、時間外手当については、4月の西仙北地域を震源とした地震や、東日本大震災への支援、リフレッシュ事業等の時間外手当で2,648万7千円の増額が見込まれますが、農業委員会委員選挙及び県議会

議員選挙での時間外手当が2,058万9千円の減額となっておりまして、差引589万8千円の補正、管理職手当につきましては、手当の2割カットにより1,610万9千円の減となっておりますが、人事異動による昇格等により1,699万6千円の増となっております、差し引き88万7千円の補正となっております。つぎに期末手当ですが、12月期末手当で調整する給料表改定に伴う減額調整で756万1千円の減となりますが、人事異動による昇格等により786万6千円の増額となり、差し引き30万5千円の補正となっております。また、子ども手当につきましては、年度途中での支給額の変更などにより、219万円の減額補正となっております、職員手当合計では817万9千円の補正となっております。次に共済費ですが、市町村職員共済組合の負担率の減少により、1,190万9千円の減となっておりますが、人事異動による職員の入れ替えや、昇格等による増が1,441万7千円となっております、差引250万8千円の補正となっております。給与費と共済費を合わせて1,916万6千円の補正をお願いするものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしく願いいたします。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、小野地国保年金課長。

○国保年金課長（小野地淳司） 議案第209号、平成23年度大仙市一般会計補正予算（第10号）のうち、国保年金課所管分につきまして、ご説明いたします。大変恐れいたしますが、補正予算書の11ページをお開き願います。歳出の3款民生費1項1目社会福祉総務費の90事業、国民健康保険事業特別会計繰出金、2百8万2千円の減額補正でございますが、国民健康保険事業特別会計へ計上しております、国保担当職員の人件費の減に伴っての一般会計からの繰出金の減額であります。

次に補正予算書の12ページをお願いいたします。4款衛生費1項14目後期高齢者医療費の90事業、後期高齢者医療特別会計繰出金、百12万2千円の減額補正でございますが、後期高齢者医療特別会計へ計上しております人件費の減額に伴う、一般会計からの繰出金の減額であります。以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 総務に聞きますが、管理職手当20%カットということなんだけど、庁内全体で、企業関係も含めて20%でこれ、さっき1,600万と言ったけれども職員全体入れて、企業関係も入れていくと1,680万云々ではきかねしべ。



○委員長（渡邊秀俊） はい、進藤次長。

○総務部次長（進藤雅彦） 全体では153人で、1,723万7千円の減額となっております。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 佐藤委員の前の討論に似ているところもあるので、誤解さねでほしいんだども、基本的に言えば私、管理職手当カットしたって1,700万しか浮かねしべ。下手すればこれ課長さん方が主幹さんよりも給料上だけれども手当はむしろ下がってるしべ。時間外、主幹なり副主幹やると課長さん以上に手当もらえるというようなことが現実起こってるしべ。だとすれば、現実問題は職員の方々からしてみれば、管理職手当を20%カットされて、働いている人にしてみれば主幹よりも課長が給料・手当が少ないというようなこと、あり得ねんだな。そういうことに対してやっぱりきちっと、あんた方やれと言われるからかもしれないけれども、そういう評価に対しては総務部長、なただしか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、総務部長。

○総務部長（老松博行） 今、具体的な話として管理職なった場合は管理職ということで時間外勤務手当支給されないということ、私も経験ありますけれども時間外勤務手当が多かったときは、管理職なった場合総体の額は下がるということは、私も経験したことがございます。今回も、管理職手当20%カットということで、今ご指摘の事態になってる部分があると思います。管理職手当のカットにつきましては、今ご指摘ありましたけれども、財政事情等が大変厳しいということで管理職自らそういった協力をすることで実施しているものであります。年数もだいぶ長くなってきているところでありますけれども、24年度に向けては改めてまたそのへんを精査して、やるやらないも含めて検討させていただきたいと思います。

○委員長（渡邊秀俊） 本間委員。

○委員（本間輝男） これ、12月補正とか云々なると思うけれども、いずれにして私はやるものはやる、くれるものはくれる、そして働く者は働くという形でないと課長と主幹が給料逆転するということは本来おかしい。これは、やる気を出すか出さないかの問題だから、やっぱり来年度に向けて、私ははっきり言ってこれはきっちりと廃止して、やることはやる、そして時間外は時間外で出すような形でないと、私は職員の意識の改革にはならないというのが本音ですので、一言申し添えます。以上で終わります。

○委員長（渡邊秀俊） はい、総務部長。

○総務部長（老松博行） 本間議員のご指摘、重々理解しております。検討させていただきます。

○委員長（渡邊秀俊） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） この補正予算は、先ほど、207号で、一般職の給与削減につながる条例改正に伴う補正予算でありますので、本案には賛成することが出来ません。以上です。

○委員長（渡邊秀俊） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ討論を終結します。

これより、挙手により採決いたします。本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。（6人中5人挙手）

賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、議案第210号、「平成23年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

始めに、事業勘定について説明をお願いします。小野地 国保年金課長。

○国保年金課長（小野地淳司） 議案第210号、平成23年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明いたします。

私からは、事業勘定についてご説明いたします。本日お配りいたしました、下段に市民生活部国保年金課・太田国保診療所と記載しております、事業説明書の1ページをお開き願います。今回の補正でございますが、定期人事異動に伴う、区分異動による減額と、給料については、人事院勧告に準じての引き下げによるものであり、職員手当については、減額調整に伴う12月期末手当での減額のほか、管理職手当カットによる減額、共済費については、共済組合負担金率の未改正による減額で、事業勘定は歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2百8万2千円を減額し、補正後の予算総額を104億7千2百21万7千円とするものでございます。歳入につきましては、一般会計からの

繰入金 2 百 8 万 2 千円を減額補正し、歳出、職員人件費について、同額 2 百 8 万 2 千円の減額補正をお願いするものであります。

以上事業勘定でございますが、よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、診療所勘定について説明をお願いします。高貝国保診療所事務長。

○国保診療所事務長（高貝忠造） 診療所勘定につきましてご説明いたします。今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 6, 8 0 2 千円減額し、歳入歳出予算の総額を 1 8 0, 8 1 8 千円とするものでございます。事業説明書でご説明申し上げます。

2 ページをお開き願います。歳入でございます。外来診療報酬収入 1 6, 8 0 2 千円を減額するものでございます。内訳は、国民健康保険診療報酬収入 4, 3 0 7 千円減額、3 目後期高齢者医療診療報酬収入 1 2, 8 4 3 千円、一部負担 1, 9 0 5 千円減額とするものでございます。これは、当初 2 名の常勤医師で算定いたしましたが、4 月から常勤医師 1 名、非常勤医師 1 名の診療体制となったことから減額とするものでございます。

歳出でございます。これは、人事院勧告及び人事異動等に伴う職員人件費の減額補正と医師の嘱託採用に伴う賃金の追加補正をお願いするものでございます。内訳は、人事院勧告によるもの、給料 2 4 千円の減額、職員手当 7 1 千円の減額でございます。共済費については、共済組合負担金率の未改正による 7 0 千円の減額でございます。人事異動等による減額は、医師の退職に伴い 2 0, 3 2 2 千円を減額するものでございます。賃金は、医師の嘱託採用に伴う、嘱託職員賃金 3, 6 8 5 千円の追加をお願いするものでございます。以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願ひいたします。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 診療所の先生の、1 名嘱託職員として採用した、当初正職員で採用される見込みであったというふうなことだと思っておりますが、その嘱託に変わった経緯について教えていただければと思います。

○委員長（渡邊秀俊） はい、市民部長。

○市民部長（元吉峯夫） 先生 2 名来ていただきまして、その中で診療所の法人化というお話で協議してまいりました。その中で、来られる患者と医療経費のことを考えると、先生 2 名の人件費では経営が成り立っていないだろうというようなご判断をなされまして、そういった関係から医師 1 名の体制で診療所を法人化していきたいというような

方向をされたところでございます。で、どちらの方が残っていただいてどちらの方がお辞めになるかというのも先生同士でお話されてお決めいただいたということです。

○委員長（渡邊秀俊） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 先生が常勤で2名いらっしゃるといようなことで、診療収入も非常に上がってきているということで、良かったなと思っているんですが、法人化といふこちらの都合が先生方の常勤勤務を阻害させてしまったような感じに受け取ったんですけども、そのへんの、折角来ていただいた先生がそういうふうにお互いに話しあって、片方は嘱託に戻るといふ、そのへんの心情等の、なんか、問題なかったものでしょうか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、市民部長。

○市民部長（元吉峯夫） 先生同士のお話し合いでしたので、そこまで私たちは立ち入った話はしておりません。ただ、先ほど申し上げましたように、経営的に医師1名の方が望ましいといようなことです。

○委員（佐藤文子） はい、まずわかりました。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間議員。

○委員（本間輝男） 太田の所長さんにお聞きします。外来診療報酬1,600万の減出しているんだけど、これは明年3月末の年度末までにこれだけ減るとい前提でかかってますか。それとも9月末現在で、今現在がこれだけ出るとい判断ですか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、高貝事務長。

○国保診療所事務長（高貝忠造） 3月末、予算的には2月末診療までの分が今年度分の収入になりますので、2月末までの診療報酬分としてこれだけ減額をといことで計上させていただきました。

○委員（本間輝男） これの減の、増額はねんだな、せば。これで間に合うとい意識だいな。

○委員長（渡邊秀俊） はい、高貝事務長。

○国保診療所事務長（高貝忠造） 私たち、これまで経験した中から推計したものでございますので、今、増額になるといようなことはないと思っております。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） もう一点だけ、1人のお医者さんが退職したといことで、異動による増額が2,032万2千円出てるんだけど、お医者さんの給料としての1年分

としてはちょっと多いような気がするんだけど、これ退職金入ってるしか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、高貝事務長。

○国保診療所事務長（高貝忠造） 内訳は給料として467万3千円、職員手当等が1,313万3千円、共済費が251万6千円となっております。退職手当組合の負担金は入っております。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） ということは、何らかの退職金が出たということだな。

○国保診療所事務長（高貝忠造） 21年から2年間勤務をしていただきましたので、その部分に対する退職金は支給されております。

○委員（本間輝男） お医者さんのことだからあまりくどく言うと大変だと思いますが、いずれにしても2年間いて、退職金が出たという、退職金なんぼ出たとかと聞けば無調法だと思うので、敢えて聞きませんが、1年間にやっぱり2,032万というと非常に多いんだよな。はっきり言って。だから極端に言って、ここに高橋監査委員さんがいるからどうのこうの言わねでも、報酬と手当の部分合わせても非常に多いなというのが私の感想ですが、これが普通だと言えればそれまでです。部長、なただしべ。

○委員長（渡邊秀俊） はい、市民部長。

○市民部長（元吉峯夫） いずれ先生の、このとき辞めた方は所長先生です。医療職の給料表は市立大曲病院と同じ給料表を使っておりますし、それから所長の手当が若干市立大曲病院よりは低い額ですけれども、いずれ条例どおりの支給額というふうな事でありますので、それが高いか安いかといいますと、ちょっと私は困りますけれども、条例上の支給だということであります。

○委員（本間輝男） それは退職金入って、

○市民部長（元吉峯夫） 退職金はこれには含まれておりません。

○委員（本間輝男） その他に退職金が出たという解釈でいいですか。

○市民部長（元吉峯夫） そういうことです。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 聞きにくいでも、この退職金はどこから出てるしか。

○市民部長（元吉峯夫） 退職手当組合から。

○委員（本間輝男） はい、わかった。

○委員長（渡邊秀俊） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 一般会計同様、国民健康保険特別会計に対しても、職員の給与削減の条例改正に伴う予算ですので、反対いたします。

○委員長（渡邊秀俊） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ討論を終結します。

これより、挙手により採決いたします。本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。（6人中5人挙手）

賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長（渡邊秀俊） 次に、議案第211号、「平成23年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。補正予算の説明をお願いします。

小野地 国保年金課長。

○国保年金課長（小野地淳司） 議案第211号、平成23年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明いたします。事業説明書の3ページをお開き願います。今回の補正でございますが、人事異動に伴っての区分異動による減額と、共済費については、共済組合負担金率の未改正による減額で、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ百12万2千円を減額し補正後の予算総額を8億7百77万6千円とするものでございます。歳入につきましては、一般会計繰入金百12万2千円を減額し、歳出については職員人件費について、同額百12万2千円を減額するものであります。以上でございますが、よろしく願いいたします。

○委員長（渡邊秀俊） ありがとうございます。説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） これは、給料、当然削減された分が加味されている内容と受け止めていいわけですね。説明には人事異動等による減額と共済負担金となっていますけれども、給与削減の部分も含まれていると理解してよろしいですか。

○国保年金課長（小野地淳司） 給与部分については、先ほど総務部の次長からもお話したんですが、年齢が40歳以上の方ということで、今回ここに配置している職員はその

方がいないということで、給料の部分はなかったということです。

○委員（佐藤文子） いないの。そうすれば私、そういうことなのであれば、わかりました。

○委員長（渡邊秀俊） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長（渡邊秀俊） 以上で、当委員会に付託された事件の審査は終了いたしました。

これをもちまして、総務民生常任委員会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

午前 11 時 12 分

---

午前 11 時 47 分 再開

○委員長（渡邊秀俊） 議事の進行がお粗末で、改めて招集かけたことをお詫び申し上げます。それでは再度、総務民生常任委員会を開きます。

議案第 210 号「平成 23 年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。診療所勘定について、先の本間議員の質問に対する答弁について説明を求めます。市民部長。

○市民部長（元吉峯夫） 先ほど本間議員のご質問に対しまして、高貝事務長の方から診療報酬減額に関しての答弁させていただきましたけれども、内容の方に誤りがございましたので、お詫びして訂正させていただきたいと思っております。

○委員長（渡邊秀俊） 高貝さん、お願いします。

○国保診療所事務長（高貝忠造） 先ほど私勘違いいたしまして、申し訳ございませんでした。診療報酬収入の減額補正については、これ以上減額幅が大きくなることはない

申しております。いずれにしても2月末までの診療分について精査しましたところこういった減額の数字が出ましたので、これ以上減額幅が大きくなることはないと思っております。ちなみに、

(「休憩」と呼ぶ者あり)

○委員長(渡邊秀俊) 暫時休憩いたします。

午前11時47分 休憩

---

午前11時51分 再開

○委員長(渡邊秀俊) 再開いたします。高貝事務長。

○国保診療所事務長(高貝忠造) 今回の補正で1,680万2千円を減額させていただきましたけれども、2月診療分までに、受診者数の推移によりまして、減額がもう少し大きくなることも考えられます。

○委員長(渡邊秀俊) 説明が終わりました。質疑ありませんか。

○委員(本間輝男) 結果的に、1,680万は、いつまでの時期で1,680万出てきたのかということさっき聞いたっけね、高橋さんが言うとおりに、それ言わねで、勘違いしているんだよ。1,680万という金額はどっかで積算根拠あるしべ。

○委員長(渡邊秀俊) はい、市民部長。

○市民部長(元吉峯夫) 今回の減額ですけれども、歳出の減額と収入、当然当初予算、診療報酬見込額というの立てておりますので、今回歳出の方が減額になりましたので結果的にはその額に合わせた形で診療報酬を減額させていただいているということでございます。この後、最終的に決算額で正式な数値で再度補正というような事になるかと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○委員長(渡邊秀俊) 本間委員。

○委員(本間輝男) 減額補正2回も出すということはあまりいいことではない。はっきり言って。だから私に言わせれば、今臨時議会だからどうのこうのと言うわけでもないけれども、9月末現在でこれだけ出ましたと、2月末まで再度もう1千万くらい出る予定だけれども、極力努力して500万くらいにしたいというように努力しますというふうな答弁が私は理想だと思います。

○委員長(渡邊秀俊) はい、市民部長。



○市民部長（元吉峯夫） 本間議員のご指摘ありまして、今後遺漏の無いようにしていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

○委員長（渡邊秀俊） 他にございませんか。はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） 9月現在でなんぼ「さんかく」出ている。

○委員長（渡邊秀俊） はい、高貝事務長。

○国保診療所事務長（高貝忠造） 後期高齢者診療報酬につきまして、9月まで6ヶ月間の診療報酬収入が3,362万となっております。月額にしますと550万になります。これを基準にしまして今後見込まれる額を504万3千円と試算いたしまして計算したところ、この減額数字を出したところでありまして。一部負担につきましては、4月から10月までの収入済み額が871万6千円でございます。これにつきましては、今後5%減額する見込みということで試算しております。その他診療につきましては、4月から10月分までの分が460万8千円の収入となっております。こちら今後10%減額するのではないかという、見込んで計算、試算させていただいたものでございます。

○委員長（渡邊秀俊） 他にございませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 最初に見込んだ外来診療収入の当初予算よりもまず10%以上の減額補正を行いましたよね、今回。それだけの診療収入が減るということは、お医者さんの人数が1人減って、嘱託を採用したというふうな事でありながらも、いずれ患者さんが相当数減っている現状があるというふうなことなのかどうか、その点だけ確認させてください。そしてその当初見込んだ患者数よりも現在、1日外来患者数がどれだけになっているのか、そこを教えてくださいたいと思います。この資料の中にその点が良くわからなかったのを教えていただければありがたいと思います。

○委員長（渡邊秀俊） 詳しい数値無くても今言った質問と方向性わかれば。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） 暫時休憩します。

午前11時56分 休憩

---

午後0時00分 再開

○委員長（渡邊秀俊） 委員会を再開します。高貝事務長。

○国保診療所事務長（高貝忠造） 患者数につきましては、大変恐れ入りますけれども手元に、今年の5月分までの比較の表しか持っておりませんので、その後の分については

帳簿を見てみないとわからないところがございます。いずれにしても、正職員が1人退職したことに伴います補正の減額と、同じ医師を嘱託採用した事による賃金の増額、368万5千円を追加いたしまして、合わせて1,680万2千円を減額させていただくものであります。これについては、現在の見込みで診療報酬収入の減額を補正させていただいておりますけれども、今後患者数の推移によりまして3月補正で減額なり増額になるかわかりませんが、精査したあとでもう一度お願いをしたいと思います。今回は、先生が1人になったことによる減額補正ということで、見込みの数字で出させていただきますのでご了承いただきますようお願いいたします。

○委員長（渡邊秀俊） 本間委員。

○委員（本間輝男） 3月にもう1回出すということだな。

○委員長（渡邊秀俊） プラスなるかマイナスなるかわからないけれども、3月にはちゃんと精査して。他に質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 一般会計同様、国民健康保険特別会計に対しても、職員の給与削減の条例改正に伴う予算ですので、反対いたします。

○委員長（渡邊秀俊） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ討論を終結します。

これより、挙手により採決いたします。本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。（6人中5人挙手）

賛成多数であります。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長（渡邊秀俊） これをもちまして、総務民生常任委員会を終了いたします。

大変どうもご苦労さまでした。

午後0時03分 閉会

---

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成23年 月 日

総務民生常任委員会委員長 渡 邊 秀 俊